

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊交規第598号

平成30年11月22日

災害時における長時間遮断踏切への対応について（通達）

平成30年6月に発生した大阪北部地震においては、一部の踏切が長時間遮断されたままとなり、緊急自動車の運行に支障を来す事態となった。これを受け、国土交通省鉄道局から各鉄道事業者に対し、災害時に速やかに解放する踏切等を検討するよう指示されたところであり、今後、各鉄道事業者から警察、消防及び道路管理者等の関係機関に対し、協議の申し入れがなされることとなる。

そこで、各鉄道事業者から本件に係る協議の申し入れがあった場合には、下記のとおり対応されたい。

なお、管内に鉄道のない所属にあつては、参考とされたい。

記

1 対象事業者

- ・九州旅客鉄道
- ・日本貨物鉄道
- ・くま川鉄道
- ・熊本電気鉄道
- ・南阿蘇鉄道
- ・肥薩おれんじ鉄道
- ・熊本市交通局

2 検討を要する踏切の条件

- (1) 緊急交通路指定予定路線及び地域防災計画に定められた緊急輸送道路に設置された踏切
- (2) 各種防災拠点及び重要防護施設等との連絡道路に設置された踏切
- (3) 交通量及び地理的条件等を基に解放の必要性が高い踏切

3 検討事項

- (1) 災害時に速やかに解放する踏切の指定
- (2) 速やかに開放することが困難な踏切における対応策

4 協議の申し入れがあった場合の対応

前記1に記載の対象事業者から協議の申し入れがあった場合は、下記のとおり対応すること。

- (1) 交通規制課への速報
交通規制課（規制第二係）へ協議の申し入れを行った事業者について速報すること。
- (2) 事業者への教示

本件については、交通規制課（規制第二係）が窓口となり、関係警察署と協議しながら検討を行うので、事業者に対してその旨を教示すること。

5 その他

(1) 踏切の長時間遮断について

踏切の長時間遮断は、列車が踏切の制御区間に入って停止した場合に発生するものであり、発災時に全ての踏切が遮断される訳ではない。

(2) 協議に対する基本姿勢

非常時の踏切開放は、列車の運行を管理する鉄道事業者が行うべきものであり、専門的知識を有する信号通信係員以外の開放は難しいことから、警察官による開放を前提とした協議を行う予定はない。